

○茨城県立医療大学附属病院訪問学級運営委員会要綱

平成11年4月19日 第2回病院幹部会

改正平成29年3月27日第17回病院幹部会

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、茨城県立医療大学附属病院訪問学級運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 院長が指名する者（小児科担当医師）
- (2) 看護師長（小児ユニット担当）
- (3) リハビリテーション部長が指名する者
- (4) 病院管理課（医事担当）
- (5) 訪問学級担当教諭

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 訪問学級の運営方法に関する事項
- (2) 訪問学級の行事に関する事項
- (3) 訪問学級の運営に関する連絡・調整・研究
- (4) その他訪問学級の運営に必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、院長が指名する者を充てる。

2 委員会には委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要と認めたとき開催する。

(構成員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(公開)

第8条 委員会での協議結果については、関係部署への周知徹底を図る。ただし、協議内容によってはこの限りではない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成11年4月19日から施行する。

2 初期委員の任期は、特例として平成13年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。